

# 「戦後史検討その1 ～占領政策の本質」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

※歴史の真実を探究するには、特定の重要な事象に関して、後世の人間が勝手に名称を改めるというようなことをするべきではありません。名は体を表すと言います。「大東亜戦争」という呼び名で戦った戦争の意味は、その名でしか浮かび上がらせることはできません。従いまして、当講座では「大東亜戦争」という呼称で統一します。

## 1. 日本国と日本民族を洗脳したWGIP

大東亜戦争終結から約1か月が経った昭和20（1945）年9月27日、昭和天皇は連合国軍最高司令官総司令部（＝GHQ）のマッカーサー元帥（げんすい）と会見されるため、アメリカ大使の公邸へと向かわれました。マッカーサーは陛下（へいか）を玄関で出迎えることもなく、会見場となった迎賓室（げいひんしつ）で待機していました。

この当時、マッカーサーは「戦争終結後に日本軍が速やかに武装解除に応じたのは、天皇が出した勅令（ちよくれい、天皇が発した法的効力のある命令のことであり、ここでは「終戦の詔書（しやうしよ）」を意味する）があったからだ」という事実を耳にしていたこともあり、昭和天皇を戦争犯罪人とするかどうかを慎重に検討していました。

しかし、同時にマッカーサーは昭和天皇との会見に不安を感じていました。もし天皇が自分に対して命乞（いのちご）いをするような人物であったら、やはり戦犯として裁かざるを得ないのでは、と考えていたのです。

マッカーサーがそう思うのも無理はありませんでした。そもそも戦争に敗北した国の元首の末路は、亡命や自殺、あるいは市井（しせい）の人間として不遇な人生を終え、その血は途絶えてしまい、全く新しい王朝に取って代わるのが当然だったからです。

ところが、昭和天皇がマッカーサーに対して発せられたお言葉は、彼の不安を打ち消すどころか、想像すら及ばないものでした。

「日本の戦争責任のすべてはこの私にある。自分の身はどんなにかまわないから、飢（う）えている国民のためにぜひ食糧援助をお願いしたい。ついては、皇室財産の有価証券類をまとめて持ってきたので、その費用の一部に充（あ）てて欲しい」。

昭和天皇のお言葉を聞いたマッカーサーは「われ、神を視（み）たり！」と大いに感動して、それま

で陛下の前で椅子に座り、足を組んでパイプをくわえたままの姿勢からやおら立ち上がると、抱きつかんばかりに陛下と握手を交わしました。なお、マッカーサーは後に当時の心境を「この瞬間、私の前にいる天皇が日本の最上の紳士であることを感じとった」と述懐(じゅっかい)しています。

会見が終了して昭和天皇がお帰りになる際には、マッカーサーは自ら玄関まで出て陛下を見送りました。たった一度の会見だけで、マッカーサーは陛下のお人柄の虜(とりこ)となってしまうのです。

マッカーサーの態度を豹変(ひょうへん)させたのは、昭和天皇が強く感じておられた戦争に関する責任のお気持ちでした。大東亜戦争の開戦そのものは、大日本帝国憲法(=明治憲法)の規定に従って手続きが進められ、昭和天皇は閣議決定の裁可をそのままお認めになられただけでした。

立憲君主制の原則から見ても、昭和天皇に直接の戦争責任があるとは到底認められないものでしたが、その一方で、陛下はご自身のお力で戦争を防ぐことができなかつた「道義的責任」を強く感じておられました。だからこそその「戦争責任のすべてはこの私にある」というお言葉だったのです。

会見を終えたマッカーサーは、後に軍事補佐官のボナー=フェラーズによる「もし天皇が戦争犯罪人として裁かれれば日本の統治機構は崩壊し、全国民的反乱が避けられなくなる」との進言を受け、昭和天皇を戦犯として訴追(そつい)しませんでした。

昭和天皇の無私のご行動によって、皇室を中心とする我が国の国体(=国家としての体制のこと)を護ることはできました。終戦の直前、昭和天皇による2度目のご聖断が下った際に、慟哭(どうこく)した阿南惟幾(あなみこれちか)陸軍大臣に対して、陛下がお優しく「私には国体を護れる確信がある」と仰られたとおりの事となつたのです。

もしマッカーサーとのご会見の際に、昭和天皇が他の一般的な国家元首のように、命乞いをする哀れな君主であつたとすれば、その後の我が国の運命はどうなつたでしょうか。考えただけでも私は寒気がしてきます。

ただし、我が国が皇室中心の国体を護れた一方で、GHQによる日本の占領統治は過酷を極めたものとなつていきました。

占領軍による数々の「日本解体」あるいは「洗脳」は、その後の我が国における「自虐(じぎやく)史観」を決定づけるものであつたといえますが、その具体的な内容はどのようなものであつたのでしょうか。

我が国がポツダム宣言を受諾して連合軍に降伏した後の昭和20(1945)年8月末、最高司令官マッカーサー元帥率いる連合軍が、占領軍として日本に進駐しました。9月2日には、東京湾内に停泊していたアメリカの戦艦ミズーリ号で、重光葵(しげみつゐもる)外務大臣と梅津美治郎(うめづよしじろう)参謀総長が降伏文書に調印しました。

我が国はアメリカ軍を主力とする占領軍の軍事的支配下に入り、東京にはGHQの本部が置かれました。また日本占領の最高機関として、アメリカやイギリス、ソ連(現在のロシア)など交戦した11か国で構成された「極東委員会」がワシントンに設けられ、東京にはアメリカ・イギリス・ソ連・中華民国の代表が構成する「対日理事会」が設置されました。

しかし、極東委員会の参加国のうち、アメリカ・イギリス・ソ連・中華民国に拒否権が与えられていたことで、アメリカが拒否権や「緊急時における中間指令権」を発動したことによって、極東委員会の存在は有名無実化しました。

また、対日理事会も連合最高司令官、すなわちマッカーサーの諮問(しもん、意見を求めるという意味)機関に過ぎなかったことにより、占領政策に影響を及ぼすことができず、GHQは占領期の日本政府の政策決定機関として大きな権限を持つようになったのです。

GHQを通じて我が国に事実上思いどおりの占領政策を行うことを可能としたアメリカは、我が国が連合軍に降伏する以前から、対日戦略を着実に練り続けていました。

大東亜戦争開戦の翌年の1942(昭和17)年には、早くも対日戦後政策がアメリカ外交関係協議会で討論されたほか、1944(昭和19)年には、アメリカの国務・陸軍・海軍調整委員会(=SWNCC)が発足して、具体的な対日方針が計画されました。

これらの計画は、GHQの占領政策にも少なからず影響を与えることになるのですが、その背景には、我が国が再びアメリカの脅威(きょうい)とならないように、非軍事化・民主化を通じて「日本弱体化」を目標とする思惑がありました。つまり、大東亜戦争において我が国が勇敢に戦い続けたことで、米軍に多大な損害を与えたことをアメリカは恐れていたのです。

こうした流れのなかで、我が国がポツダム宣言によって受諾した「軍隊の無条件降伏」が、いつしか「国全体の無条件降伏」へとすり替えられ、ポツダム宣言の内容に明らかに違反する占領統治が、GHQを通じて繰り返される結果となってしまったのです。

昭和20(1945)年9月20日、ポツダム宣言の占領方針を遂行するための法的措置(そち)の根拠として、法律ではなく「最高司令官の指令に基づいた勅令や政令」を発することを可能とした、いわゆる「ポツダム緊急勅令」が発せられ、これに基づいて「ポツダム命令」が次々に出されるようになりました。

これは、大日本帝国憲法第8条1項において「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由(よ)リ帝国議会閉会ノ場合ニ於(おい)テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス」、すなわち「帝国議会(=国会)が閉会のあいだに『法律にかわる勅令』を発することができる」と規定されていたことに基づいていました。

ポツダム命令で発せられる勅令によって、GHQは自らが直接軍政を行わずとも、日本政府に発する指令や勧告を通じて間接統治を可能とする形式を完成させたのです。しかも、勅令は天皇の命令

を意味しますから、GHQによる完全な「天皇の政治利用」でもありました。

GHQのこうした横槍(よこやり)を可能としたのは、ポツダム宣言を「国体護持」を条件に受け入れた我が国側に対する、連合国側の8月12日の回答であった「天皇の地位や日本政府の統治権は、連合軍最高司令官に従属する」が背景にもなっていたのです。これではどうしようもありません。

ポツダム命令によって、GHQの発する命令は「天皇の名において日本政府が発する命令」に置き換わり、日本国民が「天皇陛下のご命令とあらば」と、どんな過酷な条件であろうと逆らわずに受け入れるという図式が出来上がってしまいました。

実際には直接統治にもかかわらず、我が国を裏で操るがごとく間接的に統治するという占領政策が可能となったのですから、GHQは非常にやりやすかったことでしょう。

後に行われた極東国際軍事裁判(=東京裁判)において、ソ連などからの「天皇を戦争犯罪人として処刑すべきだ」という意見を押し切って、GHQが昭和天皇を訴追しなかったのも、事実上の「偽(にせ)の勅令」で国民を自由に動かすことができる「便利な存在」である天皇を残した方が、自分たちにとって都合が良いからだと考えたからではないでしょうか。

なお、ポツダム命令の代表的なものとして、いわゆる「公職追放令」がありますが、詳細は後に改めて紹介します。また、ポツダム命令の多くは、サンフランシスコ講和条約が昭和27(1952)年4月28日に発効してから約半年で廃止されていますが、なかには「物価統制令」のように、現在においても法律としての効力を持つものも存在しています。

昭和20(1945)年10月2日、GHQは「各層の日本人に、彼らの敗北と戦争に関する罪、現在と将来の日本の苦難と窮乏(きゅうぼう)に対する軍国主義者の責任、連合国の軍事占領の理由と目的を、周知徹底せしめること」を命じ、これに基づいて「日本民族から独立心を奪い、贖罪(しよくざい)、犯した罪をつぐなうこと意識を植えつける政策」が実施され続けました。

アメリカによる占領下で、日本を罪深い国に仕立て上げたこれらの計画は「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム(=WGIP、日本人に戦争犯罪者意識を刷り込む計画)」と呼ばれ、戦後70年以上を経た今もなお、日本国と日本民族を洗脳し続けています。

WGIPに関しては、これまでその存在が疑わしいとされてきましたが、近年になってGHQが発行した証拠文書が発見され、私たちが「日本人への洗脳工作」の概要を知ることができるようになっています。

WGIPなどの様々な手段によって、マッカーサーによる命令は我が国において絶対的なものとなり、GHQの「プレス=コード」によって新聞や出版物などの徹底的な事前検閲(けんえつ)や言論統制が行われたほか、ラジオ放送には「ラジオ=コード」が定められました。

この他、映画や演劇の世界においても、チャンバラや仇討・封建的忠誠などの主題が禁じられ、日

本人にとって欠かすことのできない物語であった「忠臣蔵」の上映や上演もできなくなってしまいました。

GHQ による言論統制は苛烈(かれつ)を極めました。確かに戦前の我が国にも検閲はありましたが、×印や○印で伏せ字にされたので、まだ消したことが分かるものでした。しかし、ポツダム宣言の重大違反となる GHQ の言論統制は、そもそも検閲があったことを知らせてはならないことから、どこが消されたかを分からなくするために、文章を一から作り直さなければならなかったのです。

もし新聞や雑誌を発行しようにも、GHQ の検閲によって削られた箇所を別の文章で埋めることができなければ、その号は発行できません。これは、終戦直後で紙が不足していた時代に必死の思いで用紙をやり繰りしていた新聞社や出版社にとって死活問題となりました。

かくして、新聞や雑誌のほとんどが、GHQ の検閲を受けないために「自主規制」を強めるようになり、そうした流れが、何事においても「そんなこと言ってもいいんですか」と考えてしまう、戦後の日本人の卑屈(ひくつ)ともいえるメンタリティを生んでしまったのです。

なお、新聞の事後検閲に関しては、各新聞社の「自主規制」が十分過ぎるほどになされたことから、検閲が不必要になったとして昭和 24 (1949) 年 10 月に廃止されました。

ちなみに、プレス=コードの直前に、朝日新聞の記事の内容が GHQ の逆鱗に触れ、3 日間の発禁処分が下されています。

プレス=コードは昭和 20 (1945) 年 9 月 19 日に発表されましたが、表現活動において触れることを厳禁した 30 項目は非常に重要なものですので、そのすべてを紹介します。

#### 1. 占領軍総司令部 (連合軍最高司令官、マッカーサー) の批判

これによってマッカーサーは聖人君子のごとき扱いを受けるようになりました。この効果は絶大で、やがて日本国民の中から、マッカーサーへの感謝の思いをつづった手紙が GHQ に届くようになります。

#### 2. 極東国際軍事裁判 (=東京裁判) の批判

#### 3. 占領軍総司令部が日本国憲法を起草したことへの批判

日本国民に東京裁判なるものの意味と実態を知らせないようにしたほか、日本国憲法制定までの流れを非公開とすることで、本来許されるべきであった、日本人による自由な憲法批判を全く認めないという異常な事態となりました。

#### 4. 検閲への言及

先述のとおり、GHQ による完全なる言論統制が行われていました。現代の「自主規制」の源流ともいえます。

#### 5. アメリカの批判

## 6.ソ連の批判

## 7.イギリスの批判

## 8.朝鮮人の批判

## 9.中国の批判

## 10.その他の連合国の批判

## 11.連合国の全体批判

連合国への批判を一切許さなかったほか、我が国と朝鮮人や中華民国とを離反させる流れにもつながりました。

## 12.満州での日本人処遇への批判

ソ連による侵攻後の満州における日本人の苦難が報道されなくなり、その結果として、日本人が満州において所持していた膨大(ぼうだい)な資産が略奪された事実も隠蔽(いんぺい)されました。

## 13.連合国の戦前の政策の批判

これが知られてしまうと、ABCD ラインや蒋介石(しょうかいせき)への連合国からの支援など、我が国が大東亜戦争を戦わざるを得なかった歴史の流れが明らかにされてしまうからでした。

## 14.第三次世界大戦への論評

## 15.ソ連と西側諸国との対立への論評

「日本が悪いことさえしなければ世界は平和になる」と思わせるなど、大東亜戦争後の世界情勢を日本人の目から逸(そ)らせました。

## 16.戦争弁護の宣伝

これによって、本来あるはずの「戦争の原因」の隠蔽に成功したのみならず「日本だけが悪かった」という何の根拠もない「架空の神話」が独り歩きすることになりました。

## 17.神国日本の宣伝

## 18.軍国主義の宣伝

皇室を中心とする我が国の国体を破壊すると同時に、我が国に「軍国主義があった」と見せかけ、戦時における日本軍の活躍などを報じることが禁止されました。

## 19.民族主義（国家主義）の宣伝

国家として当然である「民族主義の宣伝」を、日本にだけ許さないようにしました。現在の我が国が「健全なナショナリズム」の育成に努めなければならない原因の一つです。

## 20.大東亜に関する宣伝

我が国が持っていた、欧米列強がアジアに持っていた植民地を解放して、日本を盟主とする共存共栄の新たな国際秩序を建設しようという「大東亜共栄圏」の構想を隠蔽するためでした。なぜなら「大東亜」という言葉だけで当時のアジア情勢が分かってしまうからです。

## 21.その他の宣伝

抽象的な内容ですが、逆にこれを理由としてGHQに都合の悪い人物を追放したり、都合の悪い文書を破棄あるいは没収したりすることを可能としました。「GHQのためなら何でもあり」を可能とする重要な項目だったのです。

## 22.戦争犯罪人の正当化または弁護

この事項が、いわゆる極東国際軍事裁判（＝東京裁判）における連合国側の「何でもあり」を可能としました。

## 23.占領軍将兵の日本女性との懇交

日本政府がGHQの要請によっていわゆる「慰安所」を設けていたにもかかわらず、各地で米兵による婦女暴行が横行していましたが、これに関する記述を不可能としました。

## 24.闇市場の取引

物資不足は必然的に闇取引の横行を招きましたが、これに関する記述を禁止しました。

## 25.占領軍の批判

当時の米兵が罪を犯しても「背の高い男」などと抽象的な表現でしか報道できなかったばかりか、米兵の犯罪による賠償金を日本政府に肩代りさせ、それすら報道させませんでした。

## 26.飢餓(きが)状態の誇張

深刻な食糧不足で飢える国民が増えていたにもかかわらず、その実態を「誇張」と一方的にみなして報道させませんでした。

## 27.暴力行為と不穏状態の誘導

日本国民による占領軍に対する抗議行動の一切を禁止しました。

## 28.虚偽の陳述

真実の陳述であっても虚偽の陳述とみなされてしまいました。

## 29.占領軍総司令部への不適切な言及

GHQを聖域とし、一切言及できないようにしました。

## 30.時期尚早(しょうそう)の発表

解禁されていない報道の公表を禁じることによって、GHQによる政策の一切を隠蔽し、同時に日本人に対策を立てさせない効果をもたらしました。

プレス＝コードによって、我が国は新聞から雑誌、私的書簡に至るまですべての文書が丹念に検閲され、プレス＝コードに触れると判断されれば、容赦なく発禁あるいは私信の没収が行われました。

プレス＝コードは発行済のものにまで及び、当時の国民学校や中学校の教科書の至るところが「墨塗(すみぬり)」で消されてしまっただけでなく（詳細は後述します）、我が国が独立を回復した後も、

健全な青少年の育成に欠かせない教科書の内容を勝手に「自主規制」する流れをもたらしてしまったのです。

## 2. 占領政策の始まりと「茶番」だった東京裁判

昭和天皇のご聖断をもたらした鈴木貫太郎(すずきかんたろう)内閣が終戦直後の昭和 20 (1945) 年 8 月 17 日に総辞職すると、次の内閣総理大臣には皇族で陸軍大将の東久邇宮稔彦王(ひがしくにのみやなるひこおう)が任命されました。我が国最初で最後の皇族内閣です。

東久邇宮が首相に任命された背景には、我が国が連合国に降伏したことに納得しない陸軍の武装を解除するとともに、ポツダム宣言に基づく終戦に伴う手続を円滑に進めるためには、皇族であり陸軍大将でもあった東久邇宮がふさわしいと考えられたためとされています。

「国体の護持」を基本方針とした東久邇宮内閣は、昭和天皇の「終戦の詔書」やポツダム宣言に則(の)って戦後の再建に務めようとしていましたが、同年 10 月に、GHQ は「人権の確保」を名目として治安維持法や特別高等警察 (=特高) の廃止、日本共産党員をはじめとする政治犯の即時釈放、また共産党員など治安維持法の違反者への引き続きの処罰を求めた大臣や官僚を罷免(ひめん)することなどを求める「人権指令」を発しました。

しかし、GHQ によるこれらの要求を認めれば、天皇に関する自由な (というより批判的な) 議論を奨励(しょうれい)するのみならず、国内での共産活動が再活発化し、我が国で革命が起こることを危惧(きぐ)した東久邇宮内閣は、治安に責任が持てないことを理由に 10 月 5 日に総辞職しました。なお、東久邇宮内閣の在任期間は 54 日しかなく、現在でも歴代最短となっています。

東久邇宮内閣の総辞職を受けて新たに内閣を組織したのは、昭和初期を中心に外務大臣を歴任し、他国との「協調外交」を目指したものの、結果として相手国になめられ続けるだけだった弱腰ぶりを展開した幣原喜重郎(しではらきじゅうろう)でした。

昭和 20 (1945) 年 10 月 9 日に内閣を発足させた幣原は、11 日に新任挨拶(あいさつ)のためマッカーサーに面会に出向きましたが、そこで待っていたのは、GHQ による一方的な要求でした。

マッカーサーは幣原首相に対し、面会したその場で大日本帝国憲法の改正 (詳細は後述します) を示唆(しき、ほのめかすこと)すると同時に、以下の 5 つの改革を口頭で要求しました。これを「五大改革指令」といいます。

1. 婦人参政権の付与
2. 労働組合の結成奨励
3. 教育の自由主義化
4. 秘密警察などの廃止
5. 経済の民主化

かつて弱腰外交を展開した幣原首相にいきなりカウンターパンチを食らわせた GHQ は、その後も次々と指令を加えました。

昭和 20 (1945) 年 10 月には軍国主義や国家主義的とみなした教育を禁止するとともに、これらに抵触するとして約 11 万人もの教職者を追放するよう指令しました。これを「教職追放」といいます。

さらに GHQ は、我が国の伝統的な神道を軍国主義のイデオロギーと一方的にみなして、同年 12 月に神道を国家から分離するために「神道指令」を發布しました。

神道指令によって、神道は単なる一宗教の扱いを受けることとなり、国家神道や神社神道に対する国家の支援も禁止されました。これには、神社をいずれ自然消滅させるという GHQ の意図があったとされています。

日本人の国民意識を変革するため、GHQ は様々な政策に着手しました。例えば「戦争中に日本の軍人や政治家が一般国民に知らせなかった事実を暴露する」と称して、大東亜戦争の開戦日にあたる昭和 20 (1945) 年 12 月 8 日に、占領軍が作成した「太平洋戦争史」の各新聞への連載を開始させました。

そして、GHQ はこの連載に合わせるかのように「大東亜戦争」の呼称を禁止して「太平洋戦争」に無理やり変更させました。翌 9 日には NHK ラジオに「真相はこうだ」の放送を開始させ、GHQ によるプロパガンダを拡大させる一方で、番組に対する国民の反発の声は揉(も)み消されました。

また、GHQ は昭和 20 (1945) 年 10 月 22 日に「日本教育制度に対する管理政策」を指令し、修身や国史・地理の授業の停止や教科書の回収を命じました。地理や国史は翌昭和 21 (1946) 年に再開を認められましたが、修身は許されず、日本の教育の精神面に大きな打撃を与えました。

教育は占領軍の厳しい管理下に置かれ、それまでの建国神話ではなく、考古学的記述から始められた小学校用の国定歴史教科書「くにのあゆみ」や、中学校用教科書の「あたらしい憲法のはなし」などが使用されたほか、昭和 22 (1947) 年には新たに社会科が設置されました。

なお、これ以前に GHQ は昭和 20 (1945) 年 9 月に、教科書の内容のうちポツダム宣言に抵触すると思われる部分を訂正削除するよう指示を出し、先述のとおりいわゆる「墨塗り」の教科書を使用させていました。

日本の民主化達成のためには「戦争協力者を公職から排除する」ことが望ましいと判断した GHQ は、昭和 21 (1946) 年 1 月 4 日に、以下に該当する人物を公職から追放するよう指示しました。

- A 項 戦争犯罪人
- B 項 職業軍人
- C 項 極端な国家主義団体などの有力分子

- D 項 大政翼賛会や翼賛政治会などの有力分子
- E 項 日本の膨張に関係した金融機関などの役員
- F 項 占領地の行政長官
- G 項 その他の軍国主義者および極端な国家主義者

政府はこれらの指示に基づき、同年 2 月 28 日にポツダム命令として「就職禁止、退官、退職などに関する件」として公布したほか、3 月には「軍国主義指導者の追放」を指令し、5 月には「教職員追放令」、12 月には「労働追放令（第一次）」と次々と発令しました。

こうしたいわゆる「公職追放令」によって、陸海軍の軍人ら各界の指導者約 21 万人が追放されるとともに、その地位を剥奪(はくだつ)されてしまったのです。

公職追放に関する一連の指示のうち、G 項の「その他」が何を意味するのかが非常に曖昧(あいまい)でしたが、GHQ はこれを逆手に取って、政策に反対すると思われた者を名指しで追放しました。後に内閣総理大臣を務めた鳩山一郎(はとやまいちろう)や石橋湛山(いしばしたんざん)などがその例です。

GHQ によるこうした「名指しの追放」は、自分もいつ同じ目にあうか分からないという底知れぬ恐怖感を周囲に与え、自己の地位を守るために臆病になる者が増加した一方で、追放によって空いたポストには、社会主義者や共産主義者、あるいはその共鳴者たちなどの左翼言論人がその大半を占め、戦後の教育界や大学・マスコミなどに深く入り込みました。

公職追放令は我が国が独立を果たした昭和 27 (1952) 年に廃止されましたが、一旦追放された人々が戻るができなかったことから、結果として「何でも日本が悪い」という自虐史観が我が国にはびこることになってしまったのです。

また、それより以前の昭和 20 (1945) 年 10 月には、治安維持法・治安警察法・特別高等警察 (= 特高) が廃止され、徳田球一(とくだきゅういち)ら共産主義者の政治犯が釈放されました。

GHQ がこのような処置を行った背景には、占領軍民政局には左翼思想の人間が多く、とりわけ民政局のホイットニー局長とケーディス次長が社会主義者であったことから、徳田らにシンパシーを抱いていたのではないかと考えられています。

1945 (昭和 20) 年 11 月、連合国側は敗戦国となったドイツを裁くという名目で「ニュルンベルク国際軍事裁判」を開廷しましたが、検察側は「共通の計画または共同謀議」「平和に対する罪」「戦争犯罪」「人道に対する罪」に基づいて被告を起訴しました。

裁判では、文明に対する罪や平和に対する罪を大義名分としたうえで「個人を罰しない限りは国際犯罪である侵略戦争を実効的に阻止できない」とされ、従来の戦争に対する概念では考えられないような主張が正当化されました。

裁判は 1946 (昭和 21) 年 10 月に結審し、12 名の被告に死刑が宣告されたり、7 名に終身刑や有

期懲役刑が宣告されたりという、ドイツにとっては非常に厳しい判決が下されました。

しかし、ニュルンベルク国際軍事裁判と並行して行われた「極東国際軍事裁判（＝東京裁判）」において、我が国はドイツとは比較にならないほどの理不尽な仕打ちを受けてしまうのです。

大東亜戦争で我が国は敗北しましたが、結果として欧米列強が持っていた植民地が解放され、アジアからアフリカ・アメリカ大陸に至るまで多くの国家が独立する流れへとつながっていきました。

日本など有色人種の国家にとって悲願でもあった「人種差別の撤廃」という大きな理想が、大東亜戦争によって初めて達成されたといえますが、こうした現実には、白色人種たる欧米列強にとって許されざる問題でした。

「日本のせいで自分たちが甘い汁を吸えなくなった」。そうした嫉妬(しと)とも憎悪ともいえるどす黒い感情が、敗戦国となった我が国に容赦なく襲いかかったのが東京裁判だったのですが、その実態は、裁判とは名ばかりの「戦勝国による復讐の儀式」でした。

なぜなら、東京裁判の裁判官が戦勝当事国からしか出ていないからです。本来は中立国から出せばよいのであり、それが無理なら、せめて戦勝国と同数の裁判官を敗戦国から出すべきでした。

要するに、東京裁判は「戦争の勝者が敗者を裁く」という一方的な内容であるとともに、それまでの国際法などの法律を一切無視したものであったことから、その正当性すら疑わしい「茶番」だったといえるのです。

昭和 20 (1945) 年 9 月 11 日、GHQ のマッカーサーは、東條英機(とうじょうひでき)元首相を含む 39 名を「戦争犯罪人」と称して、彼らの逮捕を指示しましたが、ここでいう「戦争犯罪人」は、戦争に関する国際条約であるハーグ陸戦条規の定めるものとは全く異なっており、法的根拠を著(いちじ)しく欠くものでした。

にもかかわらず、GHQ が「戦争犯罪人」の逮捕に積極的だった背景には、日本国民に「戦争そのものが犯罪である」という、本来は外交の一手段に過ぎない戦争に「犯罪」という誤った認識を植え付けさせようという意図があったのではないかと考えられています。

GHQ による戦争犯罪人の逮捕はその後も続き、11 月 19 日には 12 名、12 月 2 日には広田弘毅(ひろたこうき)元首相ら 59 名、同月 6 日には近衛文麿(このえふみまる)元首相ら 9 名の逮捕を指示し、最終的には、GHQ が昭和初期からの国家指導者とみなした 100 余名が戦犯として拘禁(こうきん)されました。

なお、自らが戦争犯罪人となったことを受けて、近衛文麿が 12 月 16 日に青酸カリを服毒して自殺していますが、この件に関しては近年の研究で別の見方もされているようです。

GHQ のマッカーサーは、昭和 21 (1946) 年 1 月 19 日に極東国際軍事裁判所条例を公布し、ドイ

ツのニュルンベルク国際軍事裁判にならって、従来のスパイなど国際公法で規定された戦争犯罪に加えて、新たに「平和に対する罪」や「人道に対する罪」といった観念を導入しました。

こうした観念が大東亜戦争当時には認知されているはずもありませんから、条例は「事後法によっては過去を訴追できない」という不遡及(ふそきゅう)の原則を明らかに逸脱(いつだつ)したものであり、法理学上においても後世に大きな禍根(かこん)を残すものでした。

しかしながら、日本を断罪することに躍起(やつき)になっていた GHQ や連合軍は、同年 4 月 29 日の昭和天皇のお誕生日に、東條英機元首相ら 28 人を「A 級戦犯」と一方的にみなして起訴し、翌 5 月 3 日から審理が開始されました。

なお、GHQ がわざわざ昭和天皇のお誕生日を起訴の日を選んだ理由は、国民がこぞって祝うべき日に贖罪(しょくざい)意識を植え付けさせようという意図があったとされており、後日にはもう一つの「祝日」に対して、当てつけのような仕打ちを行うこととなります。

ところで、東條英機元首相らは「A 級戦犯」として起訴されましたが、その他にも「B 級戦犯」や「C 級戦犯」として起訴された人々も多く存在しました。こうした階級分けが「罪の重さによる区分」と思われていることが多いようですが、事実は全く異なります。

ABC の区分は「戦犯の単純な区分」であり、A 級は「戦争を始めた国家指導者」が中心で、B 級は「通常の戦争犯罪である捕虜虐待(ほりよぎゃくたい)などを命じた戦場の指揮官」、C 級は「戦争犯罪を実行した兵隊」という意味です。

現代の私たちが、間近で起こった問題に対する責任の重さの違いを例えて「あいつは A 級戦犯だ」と口にすることが多く見られますが、こうした行為は、歴史の事実に対して無知であるのみならず、戦争犯罪人とみなされ断罪された人々への冒瀆(ぼうとく)でしかありません。

なお、東京裁判では A 級戦犯とみなされた人々のみを裁いており、B 級戦犯・C 級戦犯と決めつけられた人々は、国内外の軍事法廷で裁かれました。

東京裁判の判事団は、アメリカ・イギリス・ソ連・中華民国など連合軍側 11 か国からの代表各 1 名ずつで構成され、団長にはオーストラリアのウェップが任命されましたが、先述したように戦勝国側ばかりから裁判官を選ぶという段階で、裁判の正当性は失われたも同然でした。なお、首席検察官にはアメリカのキーナンが任じられています。

裁判において、清瀬一郎(きよせいちろう)らの日本側弁護団は、ブレイクニーらの連合軍側弁護団と協力のうで「平和に対する罪」や「人道に対する罪」といった国際法に定められていない罪に基づいて裁判を行う資格はないと主張しましたが、ウェップはこれを認めませんでした。

また、アメリカによる我が国への原爆投下に関しては、ブレイクニーは原爆のような武器の使用を禁じたハーグ陸戦条規第 4 条を根拠として、日本側の報復の権利を主張しましたが、ウェップは「こ

これは連合国を裁く法廷ではないから、連合国側の非法を立証しても本審理の助けとはならない」と主張し、これらに関する証拠書類提出を即時却下しました。

これらの例を見ても分かるように、東京裁判においては「連合国側の戦争犯罪」はすべて不問に付された一方で、突如として主張された「南京大虐殺」など、連合国側の戦争犯罪をごまかすため、存在しない悪行を「捏造(ねつぞう)」するといった、まさに「やりたい放題」の「茶番」な「復讐劇」が繰り広げられたのです。

昭和 23 (1948) 年 11 月 12 日、A 級戦犯とみなされた 25 名に有罪の判決が下りましたが、その内容は、日本側弁護団が主張した自衛戦争論をすべて却下した一方で、検事側が主張した侵略戦争論や共同謀議説を全面的に採用したものでした。

判決は 7 人（東條英機、広田弘毅、板垣征四郎=いたがきせいしろう、土肥原賢二=どいはらけんじ、松井石根=まついいわね、木村兵太郎=きむらへいたろう、武藤章=むとうあきら）が絞首刑、16 人が終身刑、2 人が有期禁固刑という厳しいものであり、このうち絞首刑は同年 12 月 23 日に執行されましたが、この日は当時の皇太子殿下（=今上天皇）のお誕生日であり、起訴日（昭和天皇のお誕生日）とともに、日本国民に贖罪意識を植え付けようと意図したと考えられています。

ところで、東京裁判の判決は、多数判決の他に少数判決が存在しており、なかでもインドのパル判事は「事後法による不当性」「復讐心の満足と勝利者の権力誇示が目的」「勝者が敗者を罰しても将来の戦争発生を防止できない」などの理由で全被告の無罪を主張しました。パル判事の判決文の最後は以下のような文章で締めくくられています。

「時が熱狂と偏見をやわらげた暁(あかつき)には、また理性が虚偽からその仮面を剥(は)ぎ取った暁には、その時こそ正義の女神は、その秤(はかり)の平衡(へいこう)を保ちながら、過去の多くの賞罰に、その処(ところ)を変えることを要求するであろう」。

通常の戦争犯罪に該当する B 級（戦場の指揮官など）・C 級（実行した兵隊など）の戦犯の裁判は、国内外の軍事法廷で 2,000 件以上行われましたが、その被告人の数は 5,700 人にのぼり、およそ 1,000 人が死刑判決を受けました。

裁判においては、証人や資料が少なかったり、栄養失調の捕虜にゴボウを食べさせたことや、腰を痛めた捕虜に灸(きゅう)を据(す)えたことが虐待と認定されたりするなど杜撰(ずさん)な内容が多く、無実の罪で裁かれた者も多かったのではないかとされています。B 級・C 級戦犯の処罰や処刑は、いわば戦勝国の敗戦国に対する「見せしめ」と「報復」がその実態でした。

いずれにせよ、我が国が連合国側によって無実の者を含めて多数の者が不当な裁きを受けさせられ、1,000 人以上の生命を奪われてしまった事実には変わりはありません。

「日本は戦後補償がまだ不足している」と声高に主張する人が、今もなお日本国内あるいは外国において後を絶たないようですが、数多くの尊い同胞の生命が失われてしまったという悲劇を経験し

た我が国のどこが「償(つぐない)を果たしていない」というのでしょうか。

しかも、連合国において一方的に決めつけられた「戦犯」という言葉は、今の我が国では完全に否定されているのです。

昭和 27 (1952) 年 4 月 28 日にサンフランシスコ講和条約が発効したことで、我が国は独立を回復しましたが(この経緯は次回の講演で紹介します)、WGIP による洗脳工作があったにもかかわらず、当時の我が国はまだ正気を保っているところもありました。

独立回復から間もなく、極東国際軍事裁判 (=東京裁判) によって「戦犯」と決めつけられた人々を即時に釈放すべきであるという運動が始まったのです。同年 6 月には、日本弁護士連合会 (=日弁連) が「戦犯の赦免勧告に関する意見書」を提出したこともあって、運動は全国に広がり、当時の人口の約半分にあたる 4,000 万人もの日本国民の署名が集まりました。

これに基づいて、翌昭和 28 (1953) 年 8 月 3 日に衆議院で「戦争犯罪による受刑者の赦免に関する決議」が全会一致で可決されました。この決議は現在も有効ですから、我が国において「戦犯」なる者は一切存在しないのです。

にもかかわらず、我が国の国会議員やマスコミなどは、こうした厳然たる事実(ほお)に頼(たよ)りかぶりをして、靖国(やすくに)神社に祀(まつ)られたかつての A 級戦犯の人々を非難するなど、戦犯に対する不当な扱いを続けており、日本国民や世界中の多くの人々も戦犯が未だに存在すると錯覚しています。

なぜそうなってしまったのかといえば、年月が経って戦争体験が風化するにつれて、公職追放によってあらゆる業界を支配した左翼思想の猛毒が我が国の全身に回り、WGIP が種をまいた自虐史観が、売国的日本人によって増殖し続けたからですが、この件に関しては、いずれ改めて詳しく紹介します。

ところで、占領政策の遂行のために天皇を戦争犯罪人としなかった GHQ ですが、その一方で日本の国体(=国家としての体制のこと)の将来的な破壊を視野に入れ、皇室に対して容赦のない様々な改革を断行しました。

GHQ は、昭和 20 (1945) 年 11 月に皇室財産の凍結を指令すると、翌昭和 21 (1946) 年 11 月に公布された日本国憲法の第 8 条で「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは贈与することは、国会の議決に基づかなければならない」と規定し、皇室への経済力の集中を事実上遮断(しゃだん)しました。

さらに、翌昭和 22 (1947) 年 1 月には「皇室経済法」と「皇室典範(てんぱん)」が公布され、これらによって皇室財産の大部分が国有化されたほか、残った財産も課税対象となりました。ちなみに、昭和天皇が崩御(ほうぎょ)された際に、今上陛下は相続税を納付されておられます。

この他、宮内省の組織が縮小されて「宮内庁」となり、昭和天皇の弟君であられた秩父宮家(ちちぶ

のみやけ)・高松宮家(たかまつのみやけ)・三笠宮家(みかさのみやけ)以外の 11 宮家・51 人の皇族が皇籍を離脱されました。

さらには刑法における皇室に関する「不敬罪」も廃止され、一部の心ない国民が天皇や皇族に対する誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)を行っても、一般的な罪以外は問われなくなってしまい、現在に至っています。

### 3. 日本国憲法に関する諸問題

昭和 20 (1945) 年 8 月 15 日、我が国は連合国からのポツダム宣言を受け入れるかたちで終戦を迎えましたが、宣言の内容には「軍隊の無条件降伏」こそあったものの、宣言文には「私たちの条件は以下のとおり」と書かれており、決して「全体的な無条件降伏」ではなかったですし、また宣言に書かれた条件の中には「新憲法の制定」は含まれていませんでした。

これについては、軍事に関する条文などへの部分的な改正は必要であったとしても、現行の日本国憲法のように全面的な改正を、ましてや大日本帝国憲法の完全否定までは考えていなかったと、ポツダム宣言の起草者であった駐日大使の経験者のグルーらが後に述懐しています。

さらには我が国側も、終戦直後に成立した東久邇宮内閣や、そのあとを受け継いだ幣原(しではら)内閣も、戦前までの政治体制を改めるとともに選挙法などの個別法さえ改正すれば、連合国側が求める我が国の民主化は達成できると判断しており、基本法である大日本帝国憲法の改正は必要ないと考えていました。

しかし、GHQ はその政策の大きな柱として、ポツダム宣言に違反し、さらに国際法であるハーグ陸戦条規にも反する「新憲法の制定」を当初から決定していました。しかも、宣言違反をカムフラージュするために、あたかも「日本が自主的に憲法を改正、または起草を行う」ように仕向けることが、当時の基本方針として明示されていたのです。

先述のとおり、昭和 20 (1945) 年 10 月 11 日に幣原首相が新任挨拶のため GHQ のマッカーサー元帥を訪問した際に、マッカーサーが口頭で憲法改正を示唆(しさ)したことに伴い、幣原首相は「憲法問題調査委員会」を設置して、本格的な調査研究を開始しました。

翌昭和 21 (1946) 年に改正憲法の草案が完成し、2 月 8 日に政府が GHQ に提出しました。この草案は、憲法問題調査委員会の中心人物であった国務大臣の松本烝治(まつもとじょうじ)の名前から「松本試案」と呼ばれています。

松本試案の内容は、前年の昭和 20 (1945) 年の帝国議会で松本大臣が発表した、いわゆる「松本四原則」に基づいていました。その内容は以下のとおりです。

1. 天皇の制度の基本原則を変更しない
2. 議会の権限の拡大

### 3. 国務大臣の議会に対する責任の明確化

### 4. 自由及び権利の保護の拡大と侵害に対する国家の保障の強化

政府としては、大日本帝国憲法の基本方針を大きく変更する必要はなく、部分的な改正だけで GHQ が求める民主化に十分対応できると判断していたのです。

しかし、GHQ は松本試案の内容は保守的であると見なして 2 月 13 日に拒否通告し、さらに GHQ が独自に作成した「マッカーサー草案」を政府に提示しましたが、GHQ の高飛車な対応や、草案の内容に対して、松本大臣をはじめとする当時の政府の首脳は、唾然(あぜん、あつけにとられること)かつ慄然(りつぜん、恐れおののくこと)としました。

マッカーサー草案でまず目についたのは、「国会を一院制とすること」でした。大日本帝国憲法においては、衆議院と貴族院の二院制を採用していましたが、これは、多様な民意の反映をもたらすとともに、議会の多数派による専制政治を防ぐという重要な役割を持っていました。

松本大臣がなぜ一院制なのかを GHQ に問いただすと、ホイットニー民政局長は「日本にはアメリカのように州という制度がないから上院は必要ないし、一院制の方がシンプルではないか」と答えました。要するに、憲法草案を作成した立場の人間が、二院制の意義を全く知らないのです。

さらに松本大臣を驚かせたのが、「土地その他の天然資源は国有とする」という事項でした。これは私有財産の否定を意味しており、松本大臣が後に幣原首相に草案を報告した際に「まるで共産主義者の作文だ」という会話が残されています。

なぜマッカーサー草案には二院制に対する認識が欠けていたり、あるいは私有財産を否定するような内容が含まれていたりしたのでしょうか。それもそのはず、実はマッカーサー草案は「憲法の素人がたったの一週間で作った急ごしらえ」のものだったからなのです。

松本試案の提出に先立つ昭和 21 (1946) 年 2 月 4 日、GHQ の民政局 25 人が会議室に呼び集められると、ホイットニー局長が「これから一週間で日本国民のための新しい憲法を起草する」と通告しました。

GHQ は事前に松本試案の概要を入手しており、日本政府に先手を打つかたちで、自分側からの草案作成を急いでいたのです。

ところが、民政局員の 25 人のメンバーのうち、弁護士の資格を持っている人物こそ存在したものの、憲法学を専攻した者は一人もいませんでした。このため、民政局は日本の民間憲法草案やアメリカ合衆国憲法ほか、世界各国のありとあらゆる憲法を参考として、わずか一週間で急ごしらえの草案をまとめ上げ、マッカーサーの承認を得たうえで日本政府に通告したのです。

なお、民政局のメンバーには、ベアテ・シロタ・ゴードン氏のような女性も含まれており、彼女によって「家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」が規定された憲法第 24 条が起草され

たことが知られていますが、何と云っても憲法に対する素人が、しかも外国人の手によって作成された草案ですから、我が国にとっては困惑以外の何物でもありませんでした。

しかし、我が国は松本試案を断念して、マッカーサー草案を受け入れる以外に選択肢は存在しませんでした。なぜなら、GHQ が占領という立場を悪用した脅(おど)しを我が国にかけてきたからです。

先述のとおり、当時の我が国の占領を管理するために極東委員会が設けられていましたが、委員会では天皇の廃止を求めるという強硬な姿勢が見られました。しかし、天皇を残した方が我が国の占領政策にプラスであると判断した GHQ は、委員会を牽制(けんせい)するためにも、GHQ の主導による憲法改正を急いでいたのです。

そして昭和 21 (1946) 年 2 月 13 日にマッカーサー草案を提示した際、ホイットニー民政局長は松本大臣に対して、「この改正案 (=マッカーサー草案) を受け入れなければ天皇の地位を保証することができない」と通告しました。これはすなわち、昭和天皇のお身柄と引き換えにマッカーサー草案の受け入れを求めるといふ、事実上の脅迫(きょうはく)でした。

さらに、ホイットニーらが会合の場所である外務大臣官邸から一旦庭に出た際に、一機の B29 爆撃機が大きな轟音(ごうおん)を響かせて飛んでいきました。これも「言うことを聞かなければ日本に爆撃を加えるぞ」といふ、政府に対する心理的な圧迫(あつぱく)でした。

加えてホイットニーは、GHQ と政府との連絡役を務めていた白洲次郎(しらすじろう)に対して、「我々は戸外に出て原子力エネルギーの暖(だん)を取っているのだ」と言い放ちました。この発言も、広島や長崎に次いで三度目の原爆投下を行う可能性があることを示したものであると考えられています。

松本大臣をはじめとする数々の抵抗もむなしく、マッカーサー草案は、一院制を二院制にすることや、土地その他の天然資源の国有化を削除することなどの細かい変更があったのみで、ほぼ原案どおり閣議で決定され、帝国議会における審議が始まりましたが、この審議の内容は毎日のように英文に訳されて GHQ の管理下に置かれ、GHQ の了解なしにはどのような修正もできないという有様でした。

また、憲法改正における重要な審議である憲法改正特別小委員会は非公開とされ、すべてが GHQ の思惑どおりに進められたうえで、若干の変更を加えたのみで衆議院と貴族院で相次いで可決され、昭和天皇のご裁可を経て、昭和 21 (1946) 年 11 月 3 日に「日本国憲法」が公布されるとともに、翌昭和 22 (1947) 年 5 月 3 日に施行(しこう)されました。この日は「憲法記念日」として国民の祝日となっています。

新しく制定された日本国憲法が、マッカーサー草案を下敷きとしていることは、GHQ によって機密事項とされ、我が国が独立を回復する昭和 27 (1952) 年まで一切公表されませんでした。国民が全くあずかり知らないところで新しい憲法が誕生してただけでなく、そこには本来許されるべき日本人による自由な憲法批判が全く認められない、という閉鎖性が秘められていたのです。

「五箇条の御誓文(ごせいもん)」を国政の指針と定めた後、我が国の古典などを参考にしたうえで、約 8 年近くの長い歳月をかけて完成させた大日本帝国憲法に対して、素人が一週間で書き上げた、しかも外国製の憲法を、国会での審議とは名ばかりで、GHQ によって無理やり制定させられた日本国憲法。憲法に対する我が国での自由な議論は大いになされるべきですが、少なくとも両憲法の成立過程を十分に理解したうえで進めるべきではないでしょうか。

なお、日本国憲法の制定は、形式上は大日本帝国憲法の改正手続きに則(のつ)って行われましたが、枢密(すうみつ)顧問官として改正作業にかかわっていた憲法学者の美濃部達吉(みのべたつきち)は、大日本帝国憲法下でも民主化は可能であることを理由として、憲法の全面改正に一貫して反対しています。

さて、日本国憲法は「象徴天皇」「基本的人権の尊重」「主権在民」「平和主義」などの特色を持っており、特に後者の 3 つは「日本国憲法の三大原則」として知られています。

憲法において、天皇は日本国と日本国民統合の象徴とされ、国会は国権の最高機関で、公選の議員からなる衆議院・参議院の二院で構成され、議院内閣制が採用されたほか、第 9 条には戦争放棄や軍備の撤廃が明記されました。

そして、施行から 70 年以上が経過したにもかかわらず、いまだに一字一句改正されていないことから、日本国憲法が「日本にふさわしい憲法として完全に定着している」と主張する人々が数多く見られます。

しかし、我が国の国柄を一切顧(かえり)みられずに制定された日本国憲法は、本当に「改正する必要がない」のでしょうか。憲法の条文を細かく解釈していけば、先の戦争における「反省」を我が国だけが一方的にさせられているといった屈辱的(くつじょくてき)な内容が見られるなど、実は「問題だらけ」であることが理解できるのです。

それはまず、憲法の前文にあります。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高(すうこう)な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」。

一読しただけでは見逃してしまいそうですが、この文章は独立国にとって生命線でもある「安全保障」を「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して保持する」、つまり「他国にその一切を委(ゆ)だねる」と宣言しているのです。

自国の安全保障を他国に委ねる国が、いったいどこに存在するのでしょうか。それに、百歩譲って私たちが「平和を愛する諸国民の公正と信義」を「信頼」したところで、相手国が無視して我が国に攻め込んで来れば何の役にも立たないことは言うまでもありません。

いずれにせよ、この前文が存在する限り、私たち日本国民は先の戦争における謂(い)われなき反省を永遠にさせられてしまうのです。

日本国憲法において、現在もなおその存在に関する賛否両論が激しく交わされている条文の一つに、「平和主義」を標榜(ひょうぼう、主義・主張や立場などを公然と表すこと)している第9条が挙げられます。

第9条 第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

我が国の公民教科書の多くが、第9条で掲(かか)げられた平和主義を高く評価しており、中には「軍拡などにより近隣諸国に脅威を与えることなく、平和憲法の原則を守りながら、自国の安全を確保することが重要である」と書いているものもあります。

しかしながら、先述した憲法前文と同様に、いかに我が国が平和主義を一方向的に訴えたところで、相手国が言うことを聞かなければ何の意味もありません。

そもそも日本国憲法における平和主義は、我が国に二度と再軍備させないようにするため、交戦権や軍事力の一切を持たせないようにしようという、GHQ すなわちアメリカの意思によるものでした。

しかし、憲法制定後間もなくアメリカはソ連と冷戦状態になり、1949(昭和24)年には中華人民共和国が誕生したほか、翌1950(昭和25)年には北朝鮮(=朝鮮民主主義人民共和国)と韓国(=大韓民国)との間で朝鮮戦争が勃発(ぼっぱつ)しました(詳しくは次回の講演で紹介します)。

こうした動きが東アジアの共産主義化につながることを警戒したアメリカは、それまでの我が国への占領政策を180度転換して、同年に「警察予備隊」の編成を我が国に命じましたが、これが現在の自衛隊のルーツとなっています。

なお、この流れのなかで、昭和25(1950)年10月にGHQ最高司令官のマッカーサーが、アメリカのトルーマン大統領に対して「東京裁判は間違いだった」と告白していますが、日本という共産主義化に対する大きな防波堤を自らぶち壊したアメリカにとっては、文字どおり「後の祭り」でした。

こうした事実を考慮すれば、いかにGHQの命令でつくられたのがルーツとはいえ、自衛隊の存在を日本国憲法第9条が想定しているとは考えられません。

このため、自衛隊が憲法とは別の法律である「自衛隊法」によって規定されるとともに、憲法改正を避けた日本政府が、第9条の拡大解釈という名の「苦しい言い訳」によって、自衛隊を「合憲」

としているのです。

昭和 29 (1954) 年に自衛隊が正式に発足して早や 60 年以上になりますから、もういい加減に憲法で正式に規定しても良いはずですし、また自衛隊をあくまで認めたくないのであれば、例えば「自衛隊の禁止」を憲法に明記するよう運動することなどによって、長年の論争に決着をつけるべきなのです。

ところで、憲法第 9 条の第 2 項において「前項の目的を達するため」という一文がありますが、これは憲法改正特別小委員会で芦田均(あしだひとし)が付け加えたものでした。このことから「芦田修正」と呼ばれています。

芦田修正によって「国際紛争を解決する手段としての武力は持たない」との限定解釈が可能となったほか、いわゆる「自衛のための防衛力」を保持する余地を残したとされており、このことが後の警察予備隊から自衛隊創設の大きな流れにつながったとも考えられています。

日本国憲法の三大原則のひとつに「基本的人権の尊重」がありますが、これは憲法第 11 条や第 97 条において「侵すことのできない永久の権利」と規定されており、一般的にも「天賦(てんぷ)人権論」として知られています。

しかし、こうした考えは「我が国の国柄」ではありません。天賦人権論の原理は西洋にあり、17 世紀から 18 世紀の思想家である、イギリスのロックやフランスのルソーなどの社会契約説を由来として、「すべて人間は生まれながらに自由かつ平等で、幸福を追求する権利を持つ」と考えられるようになりました。

アメリカの独立戦争やフランス革命などはこうした思想の影響を強く受けており、明治維新以降の我が国においても自由民権運動によって紹介されるなど、天賦人権論への支持が確実に広がりを見せたことは間違いありません。

ですが、我が国における、いわゆる「人権」に関する思想は、そのはるか以前から、すでに見えないかたちで定着していた事実をご存知でしょうか。

実は、その背景には「天皇」のご存在があります。

我が国の初代天皇であらせられる神武(じんむ)天皇が、橿原宮(かしはらのみや)で即位された際に「八紘(はっこう、四方八方のこと)を掩(おお)ひて宇(い)にせむこと」と仰せられたと伝えられており、これが由来となって「八紘一宇(はっこういちう)」という言葉が生まれました。

「八紘一宇」は「道義的に天下を一つの家のようにする」というのが大意であり、我が国だけでなく世界全体を一つの家として、神のために祈られる天皇を中心に仲良くやっぴいこう、という願いが込められています。

つまり、「八紘一宇」の精神においては、我が国のみならず世界人類が兄弟のように平等であり、「世界中すべての人々の人権も保障される」という解釈となります。我が国では、天賦人権論が考え出されるよりはるか以前から、「世界は一家、人類はみな兄弟」という思想が定着していたんですね。

ちなみに、大日本帝国憲法の第 1 条は「大日本帝国ハ万世一系(ばんせいいつけい)ノ天皇之(これ)ヲ統治ス」と規定されており、これは「天皇陛下の統治によって『八紘一宇』の伝統が守られている」ことを意味しています。

こうした事実を考慮すれば、すでに大日本帝国憲法以前において定着していた「人権思想」に対して、わざわざ西洋由来の天賦人権論を持ち込む理由が果たして存在するのでしょうか。

歴史のみならず、我が国での真っ当な「公民教育」を目指すのであれば、その背骨として「我が国伝統の政治文化」を教えるのが当たり前のはずです。しかし、今の教育では、それこそ「革命思想」につながる西洋の民主政治が重視される一方で、革命を起こす側にとって「宿敵」ともいえる天皇のご存在を軽視する傾向が見られるのではないのでしょうか。

また、我が国の「人権思想」に直結する「八紘一宇」も、昭和 20 (1945) 年 12 月に GHQ から出された先述の「神道指令」により、国家神道や軍国主義、あるいは過激な国家主義を連想させるとして、公文書における使用が禁止されて以来、不当な扱いを受け続けているのが現状です。

我が国での教育は我が国の視点で行うべきであり、それは歴史だけでなく公民も同じです。一方的な思想だけで民主政治を語ることや、GHQ による歴史の歪曲(わいきょく)に満ちた人権問題を取り上げるだけでは、我が国にとって悪い教育となるばかりか、本当の意味での「国際社会に生きる誇り高い日本人」を育てることなど、できるはずもないのです。

「日本国憲法」という名で国家の基本法が新たに制定されたことは、必然的にその他の様々な法律の改正あるいは成立をもたらし、先述の「皇室典範」や「民法」あるいは「刑法」などが改正されたほか、新たに「地方自治法」や「国家公務員法」・「警察法」などが成立しました。

このうち昭和 22 (1947) 年に改正された民法では、従来の戸主(こしゅ)制度が廃止され、家督(かどく)相続にかわって財産の均等相続が定められ、男女同権や夫婦中心といった新たな家族制度が生まれましたが、こうした動きは確かに民主的ではあるものの、その一方で「相続＝財産の分配」という見解が主流となってしまっています。

そもそも相続とは、民族や社会の伝承及び継承とその発展に大きな影響を与えるものであり、その国の文化の伝承や継承の習慣を系統立て、その永続性を前提としています。しかし、現実には遺産を金銭的な価値対象と考えることが多くなり、そのために相続は本来の目的を失い、文化の伝承が非常に難しくなってきました。

なお、最高裁判所裁判官に対する国民審査も行われるようになりましたが、これまでに審査によっ

て辞めさせられた裁判官は一人も存在していません。

また、昭和 22 (1947) 年に制定された地方自治法によって内務省(ないむしょう)が廃止され、都道府県知事や市町村長の直接選挙が定められるなど、地方自治が強化されました。

我が国の教育の重要な指針である「教育基本法」は、アメリカ教育使節団の勧告によって昭和 22 (1947)年3月に制定され、日本国憲法の精神に則(のつ)った教育の機会均等や9年間の義務教育、男女共学などが定められたほか、同時に「学校教育法」が制定され、同年4月からいわゆる「6・3・3・4制」が発足しました。

また翌昭和 23 (1948) 年には、教育の地方分権化を目指して、都道府県・市町村ごとに公選による「教育委員会制度」が実施されました。

その一方で、国内のみならず世界にも広く紹介された「教育勅語(ちよくご)」が、GHQからの強制的な指示によって昭和 23 (1948) 年6月に衆議院・参議院の両院で教育勅語の「排除」及び「失効」が決議され、全国の学校から勅語の謄本(とうほん)が回収されてしまいました。

ただし、排除・失効決議がなされたからといって、教育勅語そのものが「廃止」されたわけではありません。そもそも天皇陛下のお言葉である「勅語」を廃止できるのは陛下ご自身のみであり、それを国民の立場で勝手に廃止する行為は「不敬」以外の何物でもないからです。

平成 29 (2017) 年3月14日に、松野博一(まつのひろかず)文部科学大臣(当時)が、記者会見において「憲法や教育基本法に反しないような配慮があって、教材として教育勅語を用いることは、そのことをもって問題とはしない」と明言しているように、教育勅語そのものは、国会の決議とは無関係に今もなお「有効」なのです。

占領下という異常な事態において、GHQによって無理やり「排除・失効」させられたという現実を考えれば、独立を回復してから65年以上も経つ現在において、国会で排除・失効決議を「無効化」して教育勅語を「復活」させ、勅語が再び私たちの日常生活に欠かせない存在となることに何の問題があるというのでしょうか。

これまで述べてきたように、GHQなどの指示によって日本国憲法制定を中心とした戦後の諸改革が矢継ぎ早に行われ、敗戦による虚脱(きょだつ)感に苛(さいな)まれていた国民が為(な)す術(すべ)もなく受けいれさせられたことで、従来の価値観を覆(くつがえ)す結果をもたらしました。

これによって、我が国の伝統的文化や国民道徳を否定するような社会風潮が戦後から急速に拡大するとともに、現代もなお続くことで、様々な問題をもたらしていると言わざるを得ません。

#### 4. 経済面の占領政策とハイパーインフレ

先述のとおり、昭和 20 (1945) 年10月のGHQの指令によって釈放された徳田球一らを中心に「日

本共産党」が合法政党として再建されると、ソ連のコミンテルンの指示を受けた「32年テーゼ」に基づいた「天皇制」打倒の主張を占領軍が黙認したこともあり、共産党は学界や教育界・労働界を中心に急速にその勢力を伸ばし、昭和24（1949）年の衆議院総選挙では35議席を獲得するまでに成長しました。

しかし、昭和25（1950）年に朝鮮戦争が勃発した頃から、占領軍が共産党を抑圧する政策を行い始めたことで、共産党は半非合法状態に追い込まれたほか、翌昭和26（1951）年には火炎ビン闘争など武力革命も辞さない戦術に転じたことから、共産党は国民の支持を失い、昭和27（1952）年の衆議院総選挙では公認候補のすべてが落選しました。

一方、昭和20（1945）年11月には、旧合法無産政党の社会主義勢力を統合した「日本社会党（現在の社会民主党）」が結成され、GHQの後押しもあって昭和22（1947）年の衆議院総選挙では143議席を獲得し、第一党となりました。

その後、他の政党と連立を組んだことで、書記長の片山哲（かたやまつ）を首相とした我が国で初めての社会党首班による片山内閣が実現しましたが、公約だった社会主義政策を実施できないまま、党内不一致を原因として翌昭和23（1948）年1月に総辞職しました。

昭和20（1945）年11月、旧立憲政友会の流れをくむ鳩山一郎を総裁として「日本自由党」が結成されると、同年12月に制定された新選挙法によって、満20歳以上のすべての男女に選挙権が与えられた後に初めて実施された、翌昭和21（1946）年の戦後初の衆議院総選挙において139議席を獲得し、第一党となりました。

日本自由党は、同じく昭和20（1945）年11月に旧立憲民政党の流れをくむ大日本政治会の後継政党として結成された「日本進歩党」と連携（れんけい）して、鳩山を首班とする組閣に着手しましたが、鳩山がGHQから公職追放者に指定されたため、急きよ吉田茂（よしだしげる）を入党させて第一次吉田内閣を組織しました。

しかし、組閣以後も次々と公職追放者が出たこともあって、翌昭和22（1947）年の衆議院総選挙では第二党に転落したほか、芦田均らが脱党した後に日本進歩党と合流して「民主党」を結成し、先述のとおり、日本社会党や農村を地盤とした「国民協同党」と共に片山哲内閣を組織しました。

片山内閣が翌昭和23（1948）年1月に短期間で崩壊すると、同じ三党の連立内閣として民主党の総裁となった芦田均が内閣を組織しましたが、間もなく発覚した大規模な贈収賄（ぞうしゅうわい）事件である「昭和電工事件」を原因として、同年10月には総辞職に追い込まれました。

その後、日本自由党を母体として結成された「民主自由党」が単独で第二次吉田茂内閣を成立させると、翌昭和24（1949）年1月の衆議院総選挙で過半数を超える絶対多数の議席を獲得し、吉田内閣は長期政権となりました。

公職追放によって我が国の多くの有益な人材を駆逐（くちく）したGHQが、日本弱体化政策の一環と

して次に目指したのは「財閥(ざいばつ)解体」と「土地政策」でした。

「貧富の差を憎むとともに私有財産制を否定して、資本を人民で共有する」ことを理想とした共産主義の思想者にとって、財閥の存在は「許されざる宿敵」でしたが、同時に、GHQ の立場からも日本の財閥は「アメリカ全体の敵」に見えました。

なぜなら、最終的には我が国が敗北したとはいえ、天然資源もなく、山だらけの我が国が大東亜戦争を何年も戦い抜いた背景に、豊富な経済力があるとアメリカが考えたからです。

「日本が二度と欧米列強に逆らえないように封じ込める」ことを、占領政策において何よりも重要視した GHQ は、昭和 20 (1945) 年 11 月 6 日に、政府に対して四大財閥 (三井・三菱・住友・安田) の即時解体を要求する覚書を発して、我が国への大規模な経済統制に踏み切りました。

GHQ からの財閥解体の指令を受けた政府は、昭和 20 (1945) 年 11 月 24 日に「会社制限令」を公布し、会社の解散や資産の処分に大蔵大臣の許可を必要と定め、財閥や大企業の資産凍結を図ったうえ、昭和 22 (1947) 年までに 1,200 社余りを制限会社に指定しました。

翌昭和 21 (1946) 年 8 月には「持株会社整理委員会」が始動し、財閥の所有する株式や有価証券を譲り受けて一般に売却するなど、財閥解体の執行機関として活動しました。

さらに、昭和 22 (1947) 年 4 月にはいわゆる「独占禁止法」が公布され、持株会社やトラスト・カルテルなどの独占的企業の結合が禁止されたほか、同年 7 月には、監視機関である「公正取引委員会」が設置されました。

また、同年 12 月には「過度経済力集中排除法」が公布され、独占的企業の分割・再編成が行われるようになりましたが、GHQ の主導によるこうした動きは、次第に統制が緩(ゆる)められるようになったのです。

当初は我が国に対する徹底的な封じ込め政策が目指された占領政策でしたが、米ソによる冷戦や、東アジアの共産主義化への懸念から、日本を共産主義への防波堤として存続させた方が有益であると判断した GHQ は、次第に日本の経済自立主義の方針へと転じました。

例えば、昭和 23 (1948) 年 2 月に 325 社が過度経済力集中排除法の指定を受けましたが、実際に分割されたのは 11 社に過ぎませんでした。また、独占禁止法についても、その後の改正で独占の制限が緩和されています。

かくして、我が国では財閥そのものは解体されたものの、それぞれの流れをくむ企業の多くがやがて再結集して、大規模な企業グループを形成するようになり、その後の我が国における高度経済成長を支えました。

また近年では、平成 9 (1997) 年に持株会社の設立が解禁されたことも受けて、三大メガバンク (み

ずほ・三菱UFJ・三井住友)のように、グループを越えた企業同士の合併や交流なども行われるようになっていきます。

日本における封建的な寄生地主制度などが農民層の窮乏化(きゅうぼうか)をもたらし、民主化を妨(さまた)げているとみなしたGHQは、昭和20(1945)年12月に「農地改革についての覚書」の指令を日本政府に出しました。

これを受けて、当時の幣原(しではら)喜重郎内閣は農地調整法を改正し、在村地主の保有限度を5町歩(ちょうぶ、約5ヘクタール)に制限した「第一次農地改革」を始めましたが、我が国の共産主義化を目論(もくろ)んでいたソ連が、対日理事会において「政府の改革は不徹底である」と主張し、GHQによる勧告(事実上は命令)をもたらしました。

被占領国家であり、GHQの命令に逆らえなかった我が国では、昭和21(1946)年10月に、第一次吉田茂内閣において「自作農創設特別措置法」が制定され、昭和22(1947)年3月から昭和25(1950)年7月まで「第二次農地改革」が実施されました。

第二次改革によって不在地主の土地所有が禁止され、在村地主の保有限度が1町歩(約1ヘクタール、ただし北海道は4町歩=約4ヘクタール)に制限されたほか、不在地主はすべての貸付農地が、在村地主は制限を超える部分の農地がそれぞれ政府によって強制的に買い上げられ、小作人に非常に安い価格で売り渡されました。

なお、該当農地の買収や売渡しは、市町村ごとに小作農5・地主3・自作農2の割合で構成された農地委員会が担当しました。また、山林や原野に関しては、農地改革のような強制的な開放は行われませんでした。

GHQの命令による第二次農地改革によって、我が国の小作地率は、昭和15(1940)年の45.5%から、昭和25(1950)年には10.1%にまで減少し、その分自作農は大幅に増えました。こうした結果から、農地改革は「日本で成功した改革」のひとつに数えられることが多いようです。

確かに「地主の廃止」は小作人を喜ばせて裕福にしましたから、貧者による「共産革命」が起きずに済んだのかもしれませんが、しかし、長い目で歴史を見れば、全国の大地主を没落させるとともに、小作人をいわゆる「敗戦利得者」とした「マイナス面」の方が、はるかに大きいとも考えられるのです。

欧米からの侵略を防ぐため、近代国家の建設を進めた我が国では、明治期を中心に全国の至るところに速やかに鉄道網を敷きましたが、こうした芸当が可能だったのは、戦前の大地主との話さえつければ、土地を入手することが容易だったからでした。

戦前の大地主は「国家のために貢献する」という考えが多く、儲(もう)けを考えずに政府に土地を提供する人々がたくさんいたため、土地の売買がそれほど大きな問題にはなりませんでしたが、しかし、これが戦後になると、農地改革の恩恵で地主となった元小作農の多くが「目先の利益」にこだわり、

まるで「ゴネ得」のように土地問題が絡(から)むことで、国家にとって重要な改革がなかなか進まないという弊害(へいがい)をもたらしたのです。

また戦前には、どの村や町にも大抵は大きな屋敷があつて、地方における文化の発信地となっていました。その多くが大地主でした。

しかし、その大地主が没落したことで、地方における富裕層がいなくなるとともに、担(にな)い手を失った地方の文化が絶滅の危機に瀕(ひん)してしまつたのです。実際には不徹底で終わったものの、GHQ が財閥を解体して我が国の経済力を大幅に削減しようと考えたように、大地主の没落はそのまま地方の凋落(ちょうらく)につながり、都市部との格差がますます拡大するようになりました。

さらには、大規模な農地経営が世界的に主流になる一方で、我が国では大地主が強制的に排除されたことから、先進的農業の中核の役割を果たす農家が育たず、結果として我が国の農業が国際競争力を低下させている現状にもつながっているのです。

ひとつの事象に関して、プラスの面をことさら強調するだけではなく、様々な面から歴史的事実を眺(なが)めて、そのマイナス面も見極めたうえで、我が国の今後に生かそうとする。農地改革について調べれば調べるほど、歴史の大きな流れをつかむことの重要性が実感できるのではないのでしょうか。

労働者の権利の制限が、低賃金などの不満や消費の低迷による国内市場の狭さをもたらし、結果として我が国の対外への侵略行為につながると判断した GHQ は、日本での労働基本権を確立するとともに、労働組合を結成しやすい環境を形成しようとしてきました。

これを受けて昭和 20 (1945) 年に「労働組合法」が制定され、公務員を含めた労働者に団結権・団体交渉権・争議権が保障されたほか、昭和 21 (1946) 年に制定された「労働関係調整法」では、労働争議の自主的解決のために、労働委員会による斡旋(あっせん)や調停・仲裁の方法が定められました。

昭和 22 (1947) 年には「労働基準法」が公布され、週 48 時間労働 (当時) や女子あるいは年少者の深夜就業の禁止などが定められるなど、これらの労働三法は、以後の労働者保護へ向けての基本法となったほか、同年には当時の片山哲内閣によって労働省(現在の厚生労働省)が新設されました。

また、労働組合の全国的な組織としては、昭和 21 (1946) 年に「全日本産業別労働組合会議(=産別会議)」が共産党の指導を受けて誕生したほか、反共の立場の「日本労働組合総同盟(=総同盟)」も同年に結成されました。このほか、農業では昭和 21 (1946) 年に「日本農民組合」が結成され、農民運動の中心的組織となりました。

さて、長引いた戦争は国民生活に壊滅的(かいめつてき)な打撃を与え、多くの都市が空襲で焼け野原になったほか、鋳工業の生産力は戦前の 3 分の 1 の水準にまで落ち込みました。

当時のコメの重要な供給地であった台湾や朝鮮を失った我が国は、徴兵や徴用による農家の労働力不足や生産資材の不足などによって、戦時中から続いていた食糧難を悪化させたのみならず、戦争が終結した昭和 20（1945）年の記録的な凶作が拍車をかけました。

政府は占領軍に食糧の援助を求めましたが、日本に経済的余力を持たせることを危険と考えた占領軍が、当初は国民の最低限の暮らしすら維持不可能な程度の物資しか配給しませんでした。

こういった事情によって、政府によるコメやサツマイモ・トウモロコシなどの代用食の遅配・欠配が相次いだことから、多くの人々が食糧を求めて、戦後の混乱の中で主要都市の駅周辺の焼け跡で開かれていた「闇市(やみいち)」へ出かけたり、農村への買出しに向かったりして飢えをしのぎました。

戦争が終わって軍需工場が閉鎖され、また軍人の復員や外地からの引揚げ者が増大したことで、多数の失業者が街にあふれるとともに、国民は極度の物資不足にあえぐようになりました。

そんな折に、敗戦直後に臨時軍事費が大量に支払われたり、生活に不安を感じた多くの人々が預金を引き出ししたりしたことによって、日本銀行の対民間貸出しが増加するなど、戦後処理にともなう政府が通貨を増発しました。物不足で供給が停滞している際に、多数の通貨が市中に出回って需要を誘発したことから、悪性のインフレーション（＝ハイパーインフレ）が我が国で進行してしまっただけです。

このため、政府は昭和 21（1946）年 2 月に幣原喜重郎内閣が「金融緊急措置令」を公布し、新紙幣（＝新円）を発行した後に一週間を期限として手持ちの紙幣（＝旧円）と交換させ（これを「新円切換え」といいます）、それ以降の旧円の流通を禁止しました。

これによって一定額以上の預金封鎖が可能となり、同年 2 月時点で 618 億円あった日銀券が、3 月には 152 億円に激減するなど、インフレを抑える効果をもたらしましたが、結局は一時しのぎに過ぎず、通貨の流通量はその後も増大を続け、インフレも進行しました。

我が国の生産力は終戦直後に上昇しましたが、資材不足や石炭・電力不足のため、鉄鋼や化学などの基礎部門で停滞し始めました。

このため、当時の第一次吉田茂内閣は経済安定本部を設置し、昭和 22（1947）年には資材と資金を石炭や鉄鋼などの重要産業部分に集中させる「傾斜(けいしゃ)生産方式」を採用したほか、「復興金融公庫」を創設して、電力や海運などを含めた基幹産業への資金提供を行いました。

翌昭和 23（1948）年まで続いた傾斜生産方式は、復興金融公庫の融資によって大量の通貨が発行されたことでインフレーションを激化させましたが、生産が上昇したことで、その後の日本経済発展の基礎を築くなど大きな効果ももたらしました。

なお、経済安定本部は昭和 27（1952）年に規模が縮小されて経済審議庁となり、昭和 30（1955）

年には経済企画庁に改組され、平成 13 (2001) 年の中央省庁再編で内閣府がその業務を引き継ぎました。

ところで、戦後の昭和 20 (1945) 年に労働組合法が制定されるなど、GHQ が労働組合を結成しやすい環境を形成したこともあって、労働争議が続発するようになりました。

こうした流れを受けて、民主革命を目指した日本共産党と産別会議の指導によって全官公庁共同闘争委員会に結集した官公庁労働者を中心に、当時の第一次吉田内閣打倒をめざし、昭和 22 (1947) 年 2 月 1 日を期して鉄道や電信など基幹産業を巻き込んだゼネラル＝ストライキが計画されました。これを「二・一ゼネスト」といいます。

しかし、鉄道ストで日本各地に駐留する米軍の補給や相互連絡に問題が生じれば、軍事面で重大な懸念が発生することを恐れた GHQ は、占領目的の妨害を理由に前日の 1 月 31 日にゼネストの中止を命令しました。

二・一ゼネストの中止は、革命主義的な労働運動を抑制するとともに、後に官公庁職員のストライキを禁止する流れをもたらしました。

さて、先述した傾斜生産方式が一定の成功を収め、我が国の生産力が向上したことで、昭和 25 (1950) 年に朝鮮戦争が勃発した際に「特需景気」が起きて、我が国の経済が急速に回復しました（詳しくは次回の講演で紹介します）。

要するに、傾斜生産方式は当時の我が国にとってベストな選択であったともいえるのですが、資材と資金を石炭や鉄鋼などの重要産業部分に集中させた実態は、社会主義政策に見られる「計画経済」そのものであるといえます。

実は、重化学工業では計画経済の方が良いこともあったのです。重化学工業の発展当時は、計画的に安く大量に生産した方が、国力が上がる傾向にありました。1920 年代末から 30 年代前半にかけての世界恐慌時代に、ソ連が「五か年計画」を成功させたのもその例です。

1932 (昭和 7) 年に成立した満州国の発展もソ連の計画経済を手本としていましたし、1933 (昭和 8) 年にアメリカ大統領に就任したフランクリン＝ルーズベルトは、社会主義的なニューディール政策を行いました。さらには、第二次世界大戦の頃までは物量勝負の全面戦争が中心だったこともあり、計画経済の全体主義が世界中で幅を利かせていたのです。

しかし、戦後の復興や冷戦の始まりによって、自由主義国家と社会主義国家の対立が激しくなると、やがてソ連が競争社会について行けなくなり、平成 3 (1991) 年 12 月に崩壊しました。なぜソ連は冷戦に敗れたのでしょうか。その詳細はいずれ当講座で紹介しますが、一つだけ述べるとすれば、同じものを機械的に大量生産するだけでは、新しい発想による技術革新が不可能だったからです。

競争社会の中では、いかにして生産性を向上するかが重要であり、そのカギを握っているのが、絶

え間なく続く技術革新（＝イノベーション）などによる変化です。オーストリアの経済学者シュンペーターは「馬車を何台つなげても自動車にはならない」と述べ、経済発展の原動力は、それまでの方法を破壊して新しい方法を創造していく「創造的破壊」の上で成り立つと説きました。

生産性の劇的な向上にはイノベーションが必須ですが、いくつかの既存の事柄の組み合わせを変えて、生産性の少しずつの向上を目指すことは、イノベーション無しでも、自由競争下でいくらでも「改良」によって起こし得ます。

無論、現在の課題はどうかはまた別に考えるべきことだというのは言うまでもありませんが、少なくとも計画経済に慣れてしまうと、旧態依然の生産にこだわり、新しい発想を嫌う傾向があります。

この流れは、世界一の軍事国家であるがゆえに極端な制限貿易を行い得たにもかかわらず、長年の平和ボケによって鎖国の状態を守ることが「祖法」であると錯覚し、西洋から大きく取り残されて強制的に開国せざるを得なかった、幕末の頃の我が国と同じであるといえるでしょう。（続く）

要参考文献：「日本の歴史 7 戦後篇」（著者：渡部昇一 出版：ワック）  
「昭和天皇 ご生誕 100 年記念」（著者：出雲井晶 出版：産経新聞 NS）  
「日本人を狂わせた洗脳工作」（著者：関野通夫 出版：自由社）  
「続 大東亜戦争」（著者：吉重丈夫 発行：神州正氣の会）  
「憲法はかくして作られた」（著者：伊藤哲夫 出版：日本政策研究センター）  
「新版 新しい歴史教科書 中学社会」（出版：自由社）  
「詳説日本史 B」（出版：山川出版社）  
「日本人の誇りを伝える最新日本史」（出版：明成社）  
「年代ごとに読める歴史事典 最新日本史教授資料」（出版：明成社）

YouTube 再生リスト「戦後史検討 その 1」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLeZrZWY-wML6bDssybWNcPaIR9tEiK0Dq>

黒田裕樹の歴史講座

<http://rocky96.blog10.fc2.com/>

※黒田裕樹の「百万人の歴史講座」でダウンロードできる全ての pdf（テキストファイル）は、黒田裕樹が著作権を持つ著作物であり、またその販売権は「南木倶楽部全国」を主催する南木隆治にあります。これらのファイルを第三者が再販売・不特定多数に対して再配布することはできません。